

特別養護老人ホーム アルクオーレ安城横山運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人百陽会が開設する特別養護老人ホーム アルクオーレ安城横山（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な地域密着型老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 1 施設は、入所者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築きながら自立的な日常生活を営むことができるよう支援する。

2 施設は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、安城市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 特別養護老人ホーム アルクオーレ安城横山

所在地 安城市横山町赤子10番地

(利用定員)

第4条 1 施設は、その入所定員を29名とする。（ユニット型個室 1ユニット10名が2ユニット 1ユニット9名が1ユニット 合計29名）

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

第二章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し職員を指導監督する。

(2) 医師 1名（非常勤）

医師の職務は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員 1名以上（常勤兼務 短期入所生活介護生活相談員と兼務）

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き等入居者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

(4) 栄養士 1名以上

(5) 機能訓練指導員 1名以上

(6) 介護支援専門員 1名以上

(7) 介護及び看護職員

　　介護職員 12名以上

　　看護職員 2名以上

　　介護職員は入所者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は入所者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理を職務とする。

(8) 調理員 3名以上

(9) 事務員 2名以上

第三章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第6条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者又はその家族に対し、運営規定の概要・従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第7条 1 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、安城市の定める地域密着サービス利用者要件と被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めることとする。

(入所)

第8条 入所

1 施設は、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合やその他施設サービスを供与することが困難であると施設が認めた場合は、施設サービスの提供を拒むことができる。

(退所)

第9条 退所

1 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し又は3ヶ月以上の長期の入院治療が必要な入所者に対して、その入所者及びその家族の希望、その入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入所者の円滑な退所のために必要な援助を行なう。

2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入所者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

3 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(介護の基準)

第10条 介護の取扱い

- (1) 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入所者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。
- (2) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
- (3) 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、説明を求められた場合は入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

(施設介護サービス計画)

第11条 施設の管理者は介護支援専門員に施設介護サービス計画の作成の関する業務を担当させる。

(介護内容)

第12条 介護内容

- (1) 介護に当たっては、心身の状況に応じて、入所者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- (2) 施設は、一週間に二回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、または清拭をさせる。
- (3) 施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。
- (5) 施設は、入所者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- (6) 施設は、昼間時間帯は常時1人以上の介護職員を介護に従事させることとする。

(食事の提供)

第13条 1 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

2 入所者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第14条 施設は、入所者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第15条 施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(社会生活上の便宜の提供)

第16条 1 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者の為のレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、そ

の者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、変わって行うことができる。

(利用料)

第17条 利用料

1 施設が施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から、介護保険負担割合証に記載の割合の額を施設に支払われる施設サービス費を控除した額の支払いを受けるものとする。

(法定外給付サービス費用)

第18条 1 施設は前条のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入居者から受けることができる。なお居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その負担限度額認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 居住費 2,006円（1日あたり）※令和6年8月より2,066円となる

(2) 食 費 1,445円（1日当たり）

(3) 理美容代 実 費

(4) その他、重要事項説明書記載の法定外給付サービス費用

2 施設は前項の掲げる費用の額については、予め入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行って同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情により、費用の額は入所者又はその家族の同意を得て変更することができる。

3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書を入所者に対して交付することができる。

(協力病院)

第19条 施設は、入院又は治療を必要とする入所者のために、予め協力病院を定めておく。

(衛生管理等)

第20条 1 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療器具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において食中毒やインフルエンザ等の感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずる。

(掲示)

第21条 施設は、運営規定の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要な事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第22条 1 施設の職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずることとする。

(苦情の処理)

第23条 施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善の措置、入所者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第24条 1 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、必要な措置を講じて、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡する。

2 施設は万一の事故発生に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入する。

3 施設は、従業者の過失により入所者に損害が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。ただし、当該事故の発生と損害の拡大につき、入所者側に故意又は重大な過失がある場合は、損害賠償の責任を減免することができる。

(緊急時等の対応)

第25条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入所者に事故又は様態の急変が生じた場合は、速やかに必要な措置を講じて家族等に連絡をする。

(非常災害時対策)

第26条 施設は、火災や地震等の非常災害に備えて、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び入所者に周知徹底を図るため、定期的に避難及び訓練を実施する。

(記録の整備)

第27条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結した日から2年間保存するものとする。

(その他の事項)

第28条 1 施設は、職員の資質の向上を図るために、随時研修の機会を設ける。

2 事業所の従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守する。

3 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

第29条 この規定に定めるもののほか、施設の運営規定に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

(留意事項)

第30条

・面会・面会時間：入居者様及び他入居者様の生活の平穏と施設管理の必要性から施設の定めた規則及び職員の指示に従ってください。

① 面会時間は原則として、9：00～19：00とします。

② 受付職員及びユニット職員に入居者様のお名前と面会である旨を申し出てください。

③ 入居者様個室での宿泊を希望されるご家族は、事前に施設長に許可を得てください。

※宿泊者の19時から翌日9時30分までの外出は保安上管理上ご遠慮ください。

※他の入居者や職員に対する迷惑行為を行った場合、または職員の指示に従わない場合は退去していただくことがあります。

・外出・外泊：外出・外泊の際は必ず事前に行き先と帰設時間を職員に申し出てください。お食事扶養の場合は、1日前までにご連絡ください。

・喫煙：喫煙は所定の場所でお願いします。

・設備、器具の利用：施設内の居室や設備・器具等は本来の用法に従ってご利用ください。

これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

・迷惑行為等：騒音など、他の入居者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、許可なく他の入居者様の居室等に立ち入らないようにしてください。

- ・貴重品の管理：紛失や盗難を防止するために、できる限り居室に持ち込まないようにし、貴重品の紛失や盗難については責任を負いかねます。
- ・嘱託医以外の医療機関への受診：受診については、その介添えにはできるだけ配慮いたしますが、ご家族様での対応をお願いします。
- ・宗教活動・政治活動：施設内での他の入居者様に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
- ・動物飼育：施設内でのペットの飼育はお断りします。また、ご家族様の面会時にkペットの施設内の立ち入りも公衆衛生面、ペット嫌いな他の入居者様への配慮からお断りします。ただし、盲導犬及び介助犬は除きます。

(高齢者虐待)

第31条

1 委員会の実施

3か月に1度虐待防止委員会を開催し、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2 虐待の防止のための指針

「虐待の防止のための指針」を整備する。

3 研修の実施

年に2回、虐待についての基礎的な内容、適切な知識の普及・啓発を目的とした虐待の防止のための研修を行います。

4 担当者の設置

虐待の防止に関する措置を適切に実施するために担当者を設置いたします。

附則

この規定は、平成25年3月1日から施行する。

この規定は、平成26年6月1日に一部改訂を行う。

この規定は、平成27年5月1日に一部改訂を行う。

この規定は、平成28年6月1日に一部改訂を行う。

この規定は、平成30年6月1日に一部改訂を行う。

この規定は、令和2年3月1日に一部改訂を行う。

この規定は、令和3年10月1日に一部改訂を行う。

この規定は、令和4年6月1日に一部改訂を行う。

この規定は、令和4年10月1日に一部改訂を行う。

この規定は、令和6年4月1日に一部改訂を行う。

この規定は、令和7年4月1日に一部改訂を行う。